○国土交通省告示第九百六十三号

広島西飛行場の飛行場灯火について告示した事項に変更があったので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年九月二十二日　　国土交通大臣　前田　武志

一　設置者の氏名及び住所　広島県　広島県広島市中区基町十番五十二号
二　航空灯火の種類及び名称　飛行場灯火　広島西飛行場照明施設
三　航空灯火の位置及び所在地　広島西飛行場内　広島県広島市
四　変更した事項（変更前の事項については、平成十一年運輸省告示第三百五十二号を参照。）
五　運用時間中「、計器気象状態の場合」を削除した。
五　変更した事項に係る飛行場灯火の供用開始期日　平成二十三年九月二十二日

○国土交通省告示第九百六十四号

成田国際空港の施設について告示した事項に変更があったので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年九月二十二日　　国土交通大臣　前田　武志

一　設置者の氏名及び住所　成田国際空港株式会社　千葉県成田市古込字古込一番地一
二　空港の名称及び位置　成田国際空港　千葉県成田市
三　変更した事項（変更前の事項については、平成二十三年国土交通省告示第五百九十号を参照。）
イ　誘導路
延長　二万九千六百九十三メートル

○国土交通省告示第九百六十五号

特定外貿埠頭の管理運営に関する法律（昭和五十六年法律第二十八号）第三条第四項の規定に基づき、大阪港埠頭株式会社から本店の所在地を平成二十三年九月二十五日から変更する旨の届出があったので、同条第五項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年九月二十二日　　国土交通大臣　前田　武志

変更前の本店の所在地　大阪市住之江区南港北一丁目十四番十六号
変更後の本店の所在地　大阪市住之江区南港北二丁目一番十号
変　更　年　月　日　平成二十三年九月二十五日

○気象庁告示第十一号

気象業務法施行規則（昭和二十七年運輸省令第百一号）第八条第二項の規定に基づき、気象庁予報警報規程（昭和二十八年運輸省告示第六十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年九月二十二日　　気象庁長官　羽鳥　光彦

別表第四岩手県の項中「、東磐井郡」を削り、同表栃木県の項中「、上都賀郡」を削り、同表埼玉県の項中「、鳩ヶ谷市」を削り、同表島根県の項中「、飯石郡及び簸川郡」を「及び飯石郡」に改める。

別表第五岩手県の項中「、西磐井郡及び東磐井郡」を「及び西磐井郡」に改め、同表栃木県の項中「、上都賀郡」を削り、同表埼玉県の項中「、鳩ヶ谷市」を削り、同表島根県の項中「、飯石郡及び簸川郡」を「及び飯石郡」に改める。

附　則

この告示は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める日から施行する。

一　別表第四岩手県の項及び別表第五岩手県の項の改正規定　平成二十三年九月二十六日
二　別表第四栃木県の項及び島根県の項並びに別表第五栃木県の項及び島根県の項の改正規定　平成二十三年十月一日
三　別表第四埼玉県の項及び別表第五埼玉県の項の改正規定　平成二十三年十月十一日

○気象庁告示第十二号

気象業務法施行規則（昭和二十七年運輸省令第百一号）第八条第二項の規定に基づき、気象庁予報警報規程の特例を次のように定める。

平成二十三年九月二十二日

気象庁長官　羽鳥　光彦

（岩手県一関市の区域に係る特例）

1　平成二十三年九月二十六日零時から同日十三時までの間における岩手県一関市の区域に係る気象庁予報警報規程（昭和二十八年運輸省告示第六十三号。以下「規程」という。）第十二条第一項に掲げる注意報及び警報（以下単に「注意報及び警報」という。）については、同条第二項の規定にかかわらず、次の表の下欄に掲げる区域に限定して行う。

名　称	区　域
一関市	平成二十三年総務省告示第百七十号により同年九月二十六日から効力を生ずることとなる市町の廃置分合が行われる前（以下この表において「合併前」という。）の岩手県一関市の区域
藤沢町	合併前の岩手県東磐井郡藤沢町の区域

（栃木県栃木市の区域に係る特例）

2　平成二十三年十月一日零時から同月三日十三時までの間における栃木県栃木市の区域に係る注意報及び警報については、規程第十二条第二項の規定にかかわらず、次の表の下欄に掲げる区域に限定して行う。

名　称	区　域
栃木市	平成二十三年総務省告示第三十二号により同年十月一日から効力を生ずることとなる市町の廃置分合が行われる前（以下この表において「合併前」という。）の栃木県栃木市の区域
西方町	合併前の栃木県上都賀郡西方町の区域

（島根県出雲市の区域に係る特例）

3　平成二十三年十月一日零時から同月三日十三時までの間における島根県出雲市の区域に係る注意報及び警報については、規程第十二条第二項の規定にかかわらず、次の表の下欄に掲げる区域（沿岸の海域を含む。）に限定して行う。

名　称	区　域
出雲市	平成二十三年総務省告示第百十七号により同年十月一日から効力を生ずることとなる市町の廃置分合が行われる前（以下この表において「合併前」という。）の島根県出雲市の区域
斐川町	合併前の島根県簸川郡斐川町の区域

（埼玉県川口市の区域に係る特例）

4　平成二十三年十月十一日零時から同日十三時までの間における埼玉県川口市の区域に係る注意報及び警報については、規程第十二条第二項の規定にかかわらず、次の表の下欄に掲げる区域に限定して行う。

名　称	区　域
川口市	平成二十三年総務省告示第三百八十八号により同年十月一日から効力を生ずることとなる市の廃置分合が行われる前（以下この表において「合併前」という。）の埼玉県川口市の区域
鳩ヶ谷市	合併前の埼玉県鳩ヶ谷市の区域